

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	1 自然公園における規制（許可・届出）	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	<p>自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3つがあります。公園内には、特別保護地区、特別地域及び普通地域があり、それぞれ規制が行われています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>国立・国定公園</th> <th>県立自然公園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 自然公園法 ○ 第20条第3項（特別地域） ○ 第21条第3項（特別保護地区） ○ 第22条第3項（海域公園地区） ○ 第33条第1項（普通地域） </td> <td> 宮崎県立自然公園条例 ○ 第18条第4項（特別地域） ○ 第29条第1項（普通地域） </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 特別保護地区、特別地域内における規制（許可）</p> <p>国立・国定公園の特別保護地区と特別地域、及び県立自然公園の特別地域内において、工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更、水面の埋立、広告物の設置等を行う場合は、予め許可を受けなければなりません。</p> <p>(1) 環境大臣の許可を要するもの</p> <p>国立公園内において、一定規模（高さが13m又は水平投影面積が1,000㎡）を超える工作物を設置する場合があります。</p> <p>また、これ以外にも規定があります。</p> <p>(2) 知事の許可を要するもの</p> <p>上記(1)を除く全ての場合です。</p> <p>ただし、宮崎市及び日向市管内においては、各市長が許可権者となります。</p>	国立・国定公園	県立自然公園	自然公園法 ○ 第20条第3項（特別地域） ○ 第21条第3項（特別保護地区） ○ 第22条第3項（海域公園地区） ○ 第33条第1項（普通地域）	宮崎県立自然公園条例 ○ 第18条第4項（特別地域） ○ 第29条第1項（普通地域）
国立・国定公園	県立自然公園				
自然公園法 ○ 第20条第3項（特別地域） ○ 第21条第3項（特別保護地区） ○ 第22条第3項（海域公園地区） ○ 第33条第1項（普通地域）	宮崎県立自然公園条例 ○ 第18条第4項（特別地域） ○ 第29条第1項（普通地域）				
(次頁へ続く)					

<p>規制等の内容 (前頁から)</p>	<p>2 普通地域内における規制 (届出)</p> <p>国立公園、国定公園及び県立自然公園の普通地域内において、一定規模を超える工作物の設置、水面の埋立、土地の形状変更、広告物の設置等を行う場合は、知事に予め届け出なければなりません。</p> <p>なお、届出をした者は、届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、行為に着手してはなりません。</p> <p>※ 一定規模を超える工作物 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物：高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの ○ 鉄塔：高さ30mを超えるもの ○ ダム：高さ20mを超えるもの <p>上記以外にも工作物の種類により規定があります。</p>				
<p>問い合わせ先</p>	<p><相談窓口></p> <p>宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL0985-44-2624</p> <p>関係農林振興局・西臼杵支庁(林務課)：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>(1) 国立公園の場合</p> <p>宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL0985-44-2624</p> <p>(2) 国定・県立自然公園の場合</p> <p>関係市町村(自然環境保全担当課)：電話番号は巻末参照</p>				
<p>備 考</p>	<p><県内の自然公園></p> <table border="1" data-bbox="430 1478 1364 1937"> <thead> <tr> <th data-bbox="430 1478 901 1556">国立・国定公園</th> <th data-bbox="901 1478 1364 1556">県立自然公園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="430 1556 901 1937"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立公園 (1か所) 霧島錦江湾国立公園 ○ 国定公園 (4か所) 日南海岸国定公園 祖母傾国定公園 日豊海岸国定公園 九州中央山地国定公園 </td> <td data-bbox="901 1556 1364 1937"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立自然公園 (6か所) 祖母傾県立自然公園 尾鈴県立自然公園 西都原杉安峡県立自然公園 母智丘関之尾県立自然公園 わにか県立自然公園 矢岳高原県立自然公園 </td> </tr> </tbody> </table>	国立・国定公園	県立自然公園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立公園 (1か所) 霧島錦江湾国立公園 ○ 国定公園 (4か所) 日南海岸国定公園 祖母傾国定公園 日豊海岸国定公園 九州中央山地国定公園 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立自然公園 (6か所) 祖母傾県立自然公園 尾鈴県立自然公園 西都原杉安峡県立自然公園 母智丘関之尾県立自然公園 わにか県立自然公園 矢岳高原県立自然公園
国立・国定公園	県立自然公園				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立公園 (1か所) 霧島錦江湾国立公園 ○ 国定公園 (4か所) 日南海岸国定公園 祖母傾国定公園 日豊海岸国定公園 九州中央山地国定公園 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立自然公園 (6か所) 祖母傾県立自然公園 尾鈴県立自然公園 西都原杉安峡県立自然公園 母智丘関之尾県立自然公園 わにか県立自然公園 矢岳高原県立自然公園 				

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	2 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における規制 (許可・届出)	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	<p>宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例により、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定し、規制を行っています。</p> <p>1 自然環境保全地域「特別地区」における規制(許可)～第25条第4項 工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更、水面の埋立等を行う場合は知事の許可を受けなければなりません。 ※ 自然環境保全地域は「特別地区」と「普通地区」の区分がありますが、県内の自然環境保全地域は全て「特別地区」です。</p> <p>2 緑地環境保全地域における規制(届出)～第32条第1項 一定規模を超える工作物の設置、土地の形質変更、木竹の伐採等を行う場合は、知事に届け出なければなりません。 なお、届け出をした者は、届け出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、行為に着手してはなりません。 ※ 一定規模を超える工作物(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物：高さ10m又は延べ床面積200㎡を超えるもの ○ 鉄塔等：高さ30mを超えるもの ○ ダム：高さ20mを超えるもの ○ 道路：幅員2mを超えるもの <p>上記以外にも工作物の種類により規定があります。</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口> 宮崎県自然環境課(野生生物担当)：TEL 0985-26-7291</p> <p><申請窓口> 宮崎県自然環境課(野生生物担当)：TEL 0985-26-7291</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境保全地域(2か所) 檜葉自然環境保全地域 掃部岳北部自然環境保全地域 ○ 緑地環境保全地域(4か所) 森谷観音緑地環境保全地域 大斗滝緑地環境保全地域 三之宮峡緑地環境保全地域 長谷観音緑地環境保全地域

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	3 鳥獣保護管理法による特別保護地区内での行為の制限（許可）	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	<p>野生鳥獣の保護繁殖を図るため、国及び県においては、鳥獣保護管理法（通称）の規定により鳥獣保護区を設定しています。更に、鳥獣保護区内の中でも、特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があると認められた区域を特別保護地区として指定しています。</p> <p>この特別保護地区で、水面の埋立又は干拓、立木竹の伐採、工作物の設置等の行為を行う場合は、許可を受けなければなりません。</p> <p>1 鳥獣保護区には国指定と県指定の2種類があります。</p> <p>(1) 国指定鳥獣保護区の場合は、環境大臣の許可となります。</p> <p>(2) 県指定鳥獣保護区の場合は、知事の許可となります。</p> <p>2 根拠法令等</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項（特別保護地区）</p> <p>(2) 同法施行令第2条（特別保護地区の区域内における許可を要する行為）</p> <p>(3) 同法施行規則第38条（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為）</p> <p>(4) （県指定鳥獣保護区の場合）同法施行細則第11条（鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為）</p>									
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>宮崎県自然環境課（野生生物担当）：TEL 0985-26-7291</p> <p><申請窓口></p> <p>(1) 国指定の鳥獣保護区特別保護地区の場合 環境省（霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所）：TEL 0984-33-1108</p> <p>(2) 県指定の鳥獣保護区特別保護地区の場合 宮崎県自然環境課（野生生物担当）：TEL 0985-26-7291</p>									
備考	<p>県内の鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>(1) 国指定（2か所） 霧島特別保護地区、枇榔島特別保護地区</p> <p>(2) 県指定（7か所）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>祖母傾山特別保護地区</td> <td>国見岳特別保護地区</td> </tr> <tr> <td>三方界</td> <td>檜葉</td> </tr> <tr> <td>尾鈴山</td> <td>築島</td> </tr> <tr> <td>掃部岳</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		祖母傾山特別保護地区	国見岳特別保護地区	三方界	檜葉	尾鈴山	築島	掃部岳	
祖母傾山特別保護地区	国見岳特別保護地区									
三方界	檜葉									
尾鈴山	築島									
掃部岳										

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	4 大規模開発行為の制限（届出）	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	<p>宅地造成やゴルフ場の建設その他規則で定める開発行為（※1）であって、次の地域（※2）以外の区域内において、3ha以上のものをしようとする者は、その行為に着手しようとする日の30日（その行為が、法令等に基づく許可、認可等を必要とする場合には、その許可、認可等の申請をしようとする日）前までに、知事にその旨を届け出なければなりません。（宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例第35条）</p> <p>※1 規則で定める開発行為は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遊園地の建設 ② ゴルフ練習場の建設 ③ 土石の採取 <p>※2 次の地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然公園区域及び都市計画区域です。</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口> 宮崎県自然環境課(自然公園担当) : TEL0985-44-2624</p> <p><届出窓口> 宮崎県自然環境課(自然公園担当) : TEL0985-44-2624</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	5 特別規制地区における行為の規制（許可）	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	<p>宮崎県野生動植物の保護に関する条例第 23 条の規定により指定した重要生息地の区域内で、野生動植物の保護のために特に必要があると認める区域を特別規制地区として指定し（同条例第 24 条）、この特別規制地区内における一定の行為（※）については、知事の許可を受けなければなりません（同条例第 25 条）。</p> <p>※ 許可を受ける必要のある行為 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工作物を新築等すること ② 土地の形質を変更すること ③ 木竹を伐採すること 等
問い合わせ先	<p><相談窓口> 宮崎県自然環境課（野生生物担当）：TEL 0985-26-7291</p> <p><申請窓口> 宮崎県自然環境課（野生生物担当）：TEL 0985-26-7291</p>
備考	令和 6 年 4 月 1 日現在、特別規制地区の指定はありません。

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	6 温泉の土地掘削等の制限（許可）	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	<p>温泉を保護し、その利用の適正を図るため、温泉の土地掘削等については、温泉法に基づく許可制度が設けられています。</p> <p>1 土地の掘削 温泉をゆう出させる目的で、土地を掘削しようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（法第3条第1項）</p> <p>2 増掘又は動力の装置 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（法第11条第1項）</p> <p>3 許可の基準 知事は、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき等のほかは、許可を与えることとされています。（法第4条第1項、法第11条第2項、法第11条3項）</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口> 宮崎県自然環境課（自然公園担当）：TEL0985-44-2624 関係保健所（衛生管理課）：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口> 関係保健所（衛生管理課）：電話番号は巻末参照</p> <p>宮崎市管内の相談・申請窓口は宮崎市保健所：電話番号は巻末参照</p>
備考	<p><温泉の公共利用の許可> 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、宮崎市にあっては市長の、その他の市町村にあっては知事の許可を受けなければなりません。 相談・申請窓口は関係保健所（宮崎市にあっては宮崎市保健所）です。</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	7 環境アセスメント (環境影響評価)	宮崎県 環境管理課

<p>規制等の内容</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>1 特定の種類・規模の事業（対象事業）を行う事業者は、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して意見を聴き、それらを踏まえてよりよい事業計画を作り上げるため、環境影響評価法又は宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行わなければなりません。</p> <p>2 対象事業の種類 「表3-7-1 宮崎県環境影響評価条例の対象事業」を参照してください。（対象事業かどうかの判断は、下記相談窓口にお問い合わせください。）</p> <p>3 手続の流れ 宮崎県環境影響評価条例に基づく手続の概要は、次のとおりです。 具体的には「表3-7-2 宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ」を参照してください。</p> <p>(1) 環境影響評価方法書（方法書）の作成等 事業者は、事業の概要、地域の概要、環境影響評価の項目や調査等の方法を記載した方法書及びその要約書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するとともに公表します。</p> <p>(2) 環境影響評価準備書（準備書）の作成等 事業者は、住民・市町村長・知事等の意見を踏まえ、環境影響評価項目及び手法を選定し、調査等を実施します。 事業者は、調査等を踏まえ、影響の予測及び評価の結果や環境保全のための措置を記載した準備書及びその要約書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するとともに公表します。</p> <p>(3) 環境影響評価書（評価書）の作成等 事業者は、住民・市町村長・知事等の意見を踏まえ、準備書の内容について検討を加え、評価書及びその要約書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するとともに公表します。</p> <p>(4) 事業の着手等 事業者は、評価書を作成した旨を公表した後に、事業に着手することができます。また、工事に着手したとき及び工事が完了したときは、知事及び事業に関係する市町村長に届け出ます。</p> <p>(5) 事業者は、事後調査を実施するときは、事後調査計画書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するなど、手続を行います。</p>
------------------------------	---

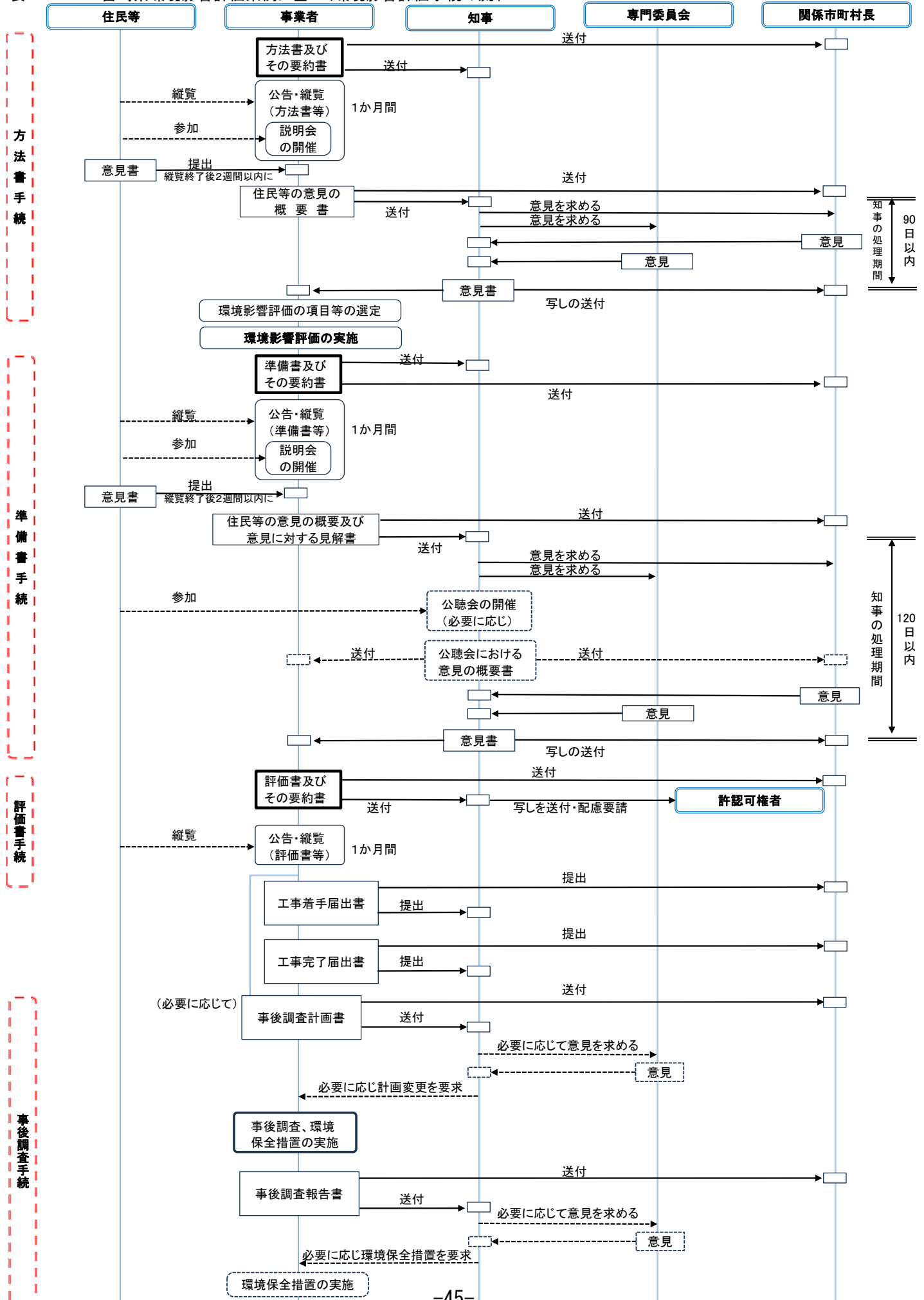
<p>問い合わせ先</p>	<p><相談窓口> 宮崎県環境管理課（環境審査担当）：TEL 0985-26-7082 環境省（大臣官房環境影響評価課）：TEL 03-5521-8236</p> <p><方法書・準備書・評価書等の提出窓口> 宮崎県環境管理課（環境審査担当）：TEL 0985-26-7082 関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照</p>
<p>備考</p>	<p><参考情報> みやざきの環境「環境アセスメント」 アドレス→ (https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/data/assessment/)</p>

表 3-7-1 宮崎県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類		条例対象事業の規模要件	環境影響評価法対象事業の規模要件（参考）	
			第1種事業	第2種事業
道路	高速自動車国道		すべて	
	一般国道	4車線以上かつ長さ5km以上	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5～10km
	林道	2車線以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ15～20km
	その他の道路	4車線以上かつ長さ5km以上		
河川	ダム、堰	湛水面積50ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha
	湖沼水位調節施設		改変面積100ha以上	改変面積75～100ha
	放水路	改変面積50ha以上	改変面積100ha以上	改変面積75～100ha
鉄道	新幹線鉄道		すべて	
	普通鉄道、軌道	長さ5km以上	長さ10km以上	長さ7.5～10km
飛行場		滑走路の長さ1,250m以上	滑走路の長さ2,500m以上	滑走路の長さ1,875～2,500m
発電所	水力発電所	出力1.5万kw以上	出力3万kw以上	出力2.25万～3万kw
	火力発電所	出力7.5万kw以上	出力15万kw以上	出力11.25万～15万kw
	地熱発電所	出力5,000kw以上	出力1万kw以上	出力7,500～1万kw
	原子力発電所		すべて	
	太陽電池発電所	面積35ha以上	出力4万kw以上	出力3万～4万kw
	風力発電所	出力5,000kw以上	出力5万kw以上	出力3.75万～5万kw
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積30ha以上	埋立面積25～30ha
	ごみ焼却施設	処理能力100t/日以上		
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上		
埋立・干拓	公有水面その他の水面	埋立面積25ha以上	埋立面積50ha超	埋立面積40～50ha
	土地改良事業	埋立面積25ha以上		
土地区画整理事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
新住宅市街地開発事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
新都市基盤整備事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
流通業務団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
工業団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
住宅団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
農用地造成		面積250ha以上		
工場・事業場建設（製造業、ガス製造・供給業、熱供給業）		最大排出ガス量10万m ³ /時以上又は、平均排出水量1万m ³ /日以上		
レクリエーション施設	用地造成	面積50ha以上		
	ゴルフ場	18ホール以上かつホールの平均距離100m以上又は、9ホール以上かつホールの平均距離150m以上		
養豚場		豚房面積7,500m ² 以上又は、増設後の総豚房面積15,000m ² 以上		
土石・砂利採取		面積50ha以上		
上記以外の土地造成事業		面積50ha以上		
港湾計画		埋立・掘込み面積合計150ha以上	埋立・掘込み面積合計300ha以上	

（注）この表は、「宮崎県環境影響評価条例施行規則」別表第一及び「環境影響評価法施行令」別表第一を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、条例施行規則及び法施行令を御覧ください。

表3-7-2 宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ



区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	8 大気汚染についての規制 (ばい煙発生施設設置等の届出)	宮崎県 環境管理課

<p>規制等の内容</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置しようとする場合は、予め届出が必要です。</p> <p>1 ばい煙発生施設設置の届出</p> <p>ばい煙発生施設を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。</p> <p>(1) 根拠法令等</p> <p>大気汚染防止法第6条第1項、みやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例第20条第1項</p> <p>(2) ばい煙発生施設とは、硫黄酸化物やばいじん、その他の有害物質を発生又は排出する一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行令とみやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例施行規則に掲載されています。</p> <p>2 揮発性有機化合物排出施設設置の届出</p> <p>揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。</p> <p>(1) 根拠法令等</p> <p>大気汚染防止法第17条の5第1項</p> <p>(2) 揮発性有機化合物排出施設とは、揮発性有機化合物を排出する一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行令に掲載されています。</p> <p>3 一般粉じん発生施設設置の届出</p> <p>一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、工事着工前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。</p> <p>(1) 根拠法令等</p> <p>大気汚染防止法第18条第1項、みやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例第31条第1項</p>
------------------------------	--

<p>規制等の内容 (前頁から)</p>	<p>(2) 一般粉じん発生施設とは、鉱物や土石など（石綿を除く）を発生又は飛散させる一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行令とみやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例施行規則に掲載されています。</p> <p>4 水銀排出施設設置の届出</p> <p>水銀排出施設を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。</p> <p>(1) 根拠法令等</p> <p>大気汚染防止法第18条の28第1項</p> <p>(2) 水銀排出施設とは、水銀及びその化合物を大気中に排出する一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行規則に掲載されています。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>〈相談窓口〉</p> <p>(1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照</p> <p>〈届出窓口〉</p> <p>(1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照</p> <p>〈参考資料〉</p> <p>ウェブサイト「みやざきの環境」にて大気汚染防止法等届出の手引きを公開しています。</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	9 ダイオキシン類についての規制 (特定施設設置の届出)	宮崎県 環境管理課 宮崎県 循環社会推進課

規制等の内容	<p>ダイオキシン類を発生する特定施設を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。(ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項)</p> <p>なお、特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出又はこれを含む汚水や廃液を排出する施設であって、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定めるもの(廃棄物焼却炉など)をいいます。</p>
問い合わせ先	<p>〈相談窓口〉</p> <p>(1) 施設の所在地が宮崎市の場合</p> <p>ア 廃棄物焼却炉以外の特定施設について 宮崎市環境指導課(環境対策係)：TEL0985-21-1763</p> <p>イ 廃棄物焼却炉について 宮崎市環境指導課(監視指導係)：TEL0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合</p> <p>ア 廃棄物焼却炉以外の特定施設について 宮崎県環境管理課(大気・化学物質担当)：TEL0985-26-7085</p> <p>イ 廃棄物焼却炉について 宮崎県循環社会推進課(許可・審査担当)：TEL0985-26-7083</p> <p>ウ 全ての特定施設について 関係保健所(衛生環境課)：電話番号は巻末参照</p> <p>〈届出窓口〉</p> <p>(1) 施設の所在地が宮崎市の場合</p> <p>ア 廃棄物焼却炉以外の特定施設について 宮崎市環境指導課(環境対策係)：TEL0985-21-1763</p> <p>イ 廃棄物焼却炉について 宮崎市環境指導課(監視指導係)：TEL0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所(衛生環境課)：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	10 騒音についての規制 (特定施設設置等の届出)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	<p>1 騒音規制法に基づく特定施設の届出 指定地域内において、騒音を発生する特定施設を設置しようとする者は、設置の30日前までに市町村長に届け出なければなりません。(騒音規制法第6条第1項) なお、特定施設とは、工場又は事業所に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいいます。</p> <p>2 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出 指定地域内において、騒音を発生する特定建設作業を実施しようとする者は、7日前までに市町村長に届け出なければなりません。(騒音規制法第14条第1項) なお、特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。</p>
問い合わせ先	<p>〈 相談窓口 〉 関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照 宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL 0985-26-7085</p> <p>〈 届出窓口 〉 関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	11 振動についての規制 (特定施設設置等の届出)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	<p>1 振動規制法に基づく特定施設の届出</p> <p>指定地域内において、振動を発生する特定施設を設置しようとする者は、設置の30日前までに市町村長に届け出なければなりません。(振動規制法第6条第1項)</p> <p>なお、特定施設とは、工場又は事業所に設置される施設のうち、著しい振動を発生させる施設であって政令で定めるものをいいます。</p> <p>2 振動規制法に基づく特定建設作業の届出</p> <p>指定地域内において、振動を発生する特定建設作業を実施しようとする者は、7日前までに市町村長に届け出なければなりません。(振動規制法第14条第1項)</p> <p>なお、特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。</p>
問い合わせ先	<p>〈 相談窓口 〉</p> <p>関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照 宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL0985-26-7085</p> <p>〈 届出窓口 〉</p> <p>関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	12 水質汚濁についての規制 (特定施設設置等の届出)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	<p>「特定施設」、「汚水等排出施設」及び「有害物質貯蔵指定施設」を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。(水質汚濁防止法第5条、みやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例第37条)</p> <p>特定施設・・・一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって政令（施行令第1条別表第1）で定めるもの、又はカドミウム等の政令（施行令第2条）で定める有害物質を使用するもの</p> <p>汚水等排出施設・・・一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則（施行規則第6条別表第3）で定めるもの</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>(1) 施設の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照</p> <p><届出窓口></p> <p>(1) 施設の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照</p> <p><参考資料></p> <p>ウェブサイト「みやざきの環境」にて水質汚濁防止法等届出の手引きを公開しています。</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	13 浄化槽設置の規制（届出）	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	<p>浄化槽を設置する者は、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。なお、設置するに当たっては、事前に相談が必要です。（浄化槽法第5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出が必要な場合 浄化槽を新規に設置又は変更、廃止する場合に届出が必要です。 ○ 届出を要しない場合 建築確認申請に伴い浄化槽設置概要書が提出された場合は、設置届出は不要です。
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境施設課（浄化槽係）：TEL 0985-30-6511 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 <p><届出窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境施設課（浄化槽係）：TEL 0985-30-6511 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 関係市町村（浄化槽担当課）：電話番号は巻末参照 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照
備考	<p>浄化槽とは、便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいいます。（浄化槽法第2条）</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	14 土壌汚染対策についての規制 (形質変更の際しての事前届出)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	<p>3,000 m²※を超える土地の形質の変更(工事)を行おうとする者は、工事に着手する30日前までに知事(宮崎市にあっては宮崎市長)に届出を行わなければなりません(土壌汚染対策法第4条第1項)。</p> <p>※有害物質使用特定施設が設置(もしくは廃止)された事業場等の土地の形質変更においては900 m²以上</p>
問い合わせ先	<p>〈相談窓口〉</p> <p>(1) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課(環境対策係): TEL0985-21-1763</p> <p>(2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県環境管理課(大気・化学物質担当): TEL0985-26-7085 関係保健所(衛生環境課): 電話番号は巻末参照</p> <p>〈届出窓口〉</p> <p>(1) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課(環境対策係): TEL0985-21-1763</p> <p>(2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所(衛生環境課): 電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	15 一般廃棄物処理施設設置の規制（許可）	宮崎県 循環社会推進課

規制等の内容	<p>一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その設置の許可を受けなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項）</p> <p>設置場所が宮崎市にあっては宮崎市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。</p> <p>許可対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理施設（処理能力1日5t以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上）） ○ し尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。） ○ 一般廃棄物の最終処分場
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>(1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の設置場所が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県循環社会推進課（許可・審査担当）：TEL 0985-26-7687 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>(1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の設置場所が宮崎市以外の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	16 産業廃棄物処理施設設置の規制（許可）	宮崎県 循環社会推進課

規制等の内容	<p>産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その設置の許可を受けなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項）</p> <p>設置場所が宮崎市にあっては宮崎市長に、その他の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。</p> <p>許可対象施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に定めるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却施設（産業廃棄物の種類により政令で定める規模を超えるもの） ○ 産業廃棄物の最終処分場 ○ その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>(1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の設置場所が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県循環社会推進課（許可・審査担当）：TEL 0985-26-7687 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>(1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763</p> <p>(2) 施設の設置場所が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	17 廃棄物が地下にある土地の形質変更についての規制 (形質変更に際しての事前届出)	宮崎県 循環社会推進課

規制等の内容	<p>県又は宮崎市が指定した廃棄物が地下にある土地（最終処分場跡地等）で土地の形質変更（宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等の行為）を行おうとする場合、県又は宮崎市に対して事前に届出を行わなければなりません（廃棄物処理法第15条の19）。</p> <p>なお、廃棄物が地下にある土地とは、過去に廃棄物の埋立地として使用していた土地であって、廃棄物処理法の施行（昭和46年9月24日）以降に閉鎖・廃止した全ての処分場や、廃棄物の封じ込め等を行った不法投棄現場等をいいます。</p>
問い合わせ先	<p><相談及び届出窓口></p> <p>(1) 土地の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763</p> <p>(2) 土地の所在地が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県循環社会推進課（許可・審査担当）：TEL 0985-26-7687</p>

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	18 ゴルフ場における農薬の適正使用	宮崎県 農業普及技術課 宮崎県 環境管理課

規制等の内容	<p>農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、ゴルフ場における農薬の使用に関しては指導要綱等を定めています。</p> <p>事業者は、この指導要綱等に基づき農薬の適正使用に努めるよう規定しています。主な内容は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令等 <ul style="list-style-type: none"> ○農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号） ○農林水産省・環境省令第五号（平成15年3月7日） ○「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」（宮崎県農政水産部・環境森林部） 2 目的 <p>ゴルフ場において芝、樹木等の病虫害防除及び生理機能の増進又は抑制に用いられる農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬による被害を防止するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。</p> 3 被害防止対策の徹底 <p>事業者は、農薬を使用するときは、気象、地形等の環境条件を考慮し農薬散布従事者、ゴルフ場従業員、利用者、周辺住民、周辺河川等に対する危被害防止対策をとります。</p> 4 農薬管理指導責任者の設置 <p>農薬の安全かつ適正な使用及び農薬の適正な保管管理のために、農薬管理指導責任者を置きます。事業者は農薬管理指導責任者を置いたとき、又は変更したときは、知事へ報告します。</p> 5 農薬危被害防止研修会等への参加 <p>事業者は、農薬管理指導責任者、農薬散布従事者等の関係者を、県が行う農薬危被害防止研修会等へ参加させます。</p> 6 農薬使用状況等の報告 <p>事業者は、毎年4月末までに、前年の農薬の使用状況等について、市町村長を経由して知事に報告します。</p> 7 水質の監視 <p>事業者は、調整池その他これに類する池及び排水口において、ゴルフ場で使用する主要な農薬について、水質検査を年2回以上実施し、その記録を3年間保存します。</p> <p>(次項へ続く)</p>
--------	--

<p>問い合わせ先</p>	<p><相談窓口> 宮崎県農業普及技術課（環境保全担当）：TEL 0985-26-7134 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規ゴルフ場に関しては、造成時（芝養成等）から上記の指導要綱に基づき具体的な指導を行います。なお、「宮崎県大規模土地開発事業指導要綱」に基づく事前協議においては、「農薬使用計画等」を図書として添付し予め協議を行うようになっています。 ○ 県は、必要に応じて、ゴルフ場に対して立ち入り検査を行い、農薬の適正使用、保管管理について検査・指導を行います。

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	19 沿道修景美化条例による規制（許可・届出）	宮崎県 道路保全課

<p>規制等の内容</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>宮崎県内の沿道の自然景観並びに樹木、その他の植物を保護するため、また沿道の修景を図るため、条例により沿道自然景観地区等を指定し、その地区内において行為の制限をしています。（宮崎県沿道修景美化条例）</p> <p>1 沿道修景植栽地区における行為の制限（許可）</p> <p>沿道修景植栽地区において、次の行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。</p> <p>(1) 沿道修景のために植栽された樹木その他の植物を伐採し、又は移植し、若しくは改植すること</p> <p>(2) 火入れ又はたき火をすること</p> <p>2 沿道自然景観地区・沿道修景植栽地区における行為の制限（届出）</p> <p>沿道自然景観地区・沿道修景植栽地区において、次の行為をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること</p> <p>(2) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること</p> <p>(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること</p> <p>(4) 物を集積し、又は貯蔵すること</p> <p>(5) 水面を埋め立て、又は干拓すること</p> <p>(6) 屋根、壁面、へい、その他これらに類するものの色彩を変更すること</p> <p>3 沿道自然景観地区における行為の制限（届出）</p> <p>沿道自然景観地区において、木竹を植栽し、又は伐採しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。</p> <p>4 沿道修景指定樹木に係る行為の制限（許可）</p> <p>沿道修景指定樹木を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。</p>
------------------------------	---

<p>問い合わせ先 (前頁から)</p>	<p><相談窓口> 宮崎県道路保全課：TEL 0985-26-7183 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口> 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p>												
<p>備 考</p>	<p>1 沿道 一般国道及び県道の路側（路肩及び法面を含む。）をいいます。</p> <p>2 沿道自然景観地区 宮崎県内の沿道において、代表的な自然の風景地及びその眺望を妨げない地で知事が指定する地区をいいます。</p> <p>3 沿道修景植栽地区 宮崎県内の沿道における樹木その他の植物の植栽地で道路の各一側について幅20mを超えない範囲で知事が指定する地区をいいます。</p> <p>4 沿道修景指定樹木 宮崎県内の沿道において美観風致を維持する樹木又は樹木の集団で知事が指定するものをいいます。</p> <p>5 沿道自然景観地区等の指定状況（令和6年3月31日現在）</p> <table border="1" data-bbox="440 1447 1251 1839"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>指定地区等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿道自然景観地区</td> <td>18地区</td> <td>面積 1,026.1ha</td> </tr> <tr> <td>沿道修景植栽地区</td> <td>70地区</td> <td>延長 155.8km</td> </tr> <tr> <td>沿道修景指定樹木</td> <td>15か所</td> <td>26本</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	指定地区等	備 考	沿道自然景観地区	18地区	面積 1,026.1ha	沿道修景植栽地区	70地区	延長 155.8km	沿道修景指定樹木	15か所	26本
名 称	指定地区等	備 考											
沿道自然景観地区	18地区	面積 1,026.1ha											
沿道修景植栽地区	70地区	延長 155.8km											
沿道修景指定樹木	15か所	26本											

区分	規制等の名称	担当課
4 災害防止	1 砂利・岩石採取行為の規制（認可）	宮崎県 企業振興課

規制等の内容	<p>砂利や岩石の採取を行おうとするときは、知事等の認可が必要です。</p> <p>1 砂利採取計画の認可（用地対策課、河川課及び港湾課の主管に属するものを除く。）</p> <p>(1) 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、知事の認可（宮崎市内で採取を行う場合は、宮崎市長の認可）を受けなければなりません。（砂利採取法第16条）</p> <p>(2) 申請書類は事業（付帯工事を含む。）の着手又は現に認可を受けている砂利採取計画の認可満了の日の30日前までに提出する必要があります。</p> <p>(3) 砂利採取業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。（砂利採取法第3条）</p> <p>2 岩石採取計画の認可</p> <p>(1) 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可（宮崎市内で採取を行う場合は、宮崎市長の認可）を受けなければなりません。（採石法第33条）</p> <p>(2) 申請書類は事業（付帯工事を含む。）の着手又は現に認可を受けている岩石採取計画の認可期間満了の日の60日前までに提出する必要があります。</p> <p>(3) 採石業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。（採石法第32条）</p>
問い合わせ先	<p>〈 相談及び届出窓口 〉</p> <p>(1) 砂利及び岩石採取計画の認可</p> <p>ア 宮崎市以外で砂利や岩石の採取を行う場合 宮崎県企業振興課（工業・情報産業振興担当）：TEL 0985-26-7095</p> <p>イ 宮崎市内で砂利や岩石の採取を行う場合 宮崎市産業政策課：TEL 0985-21-1792</p> <p>(2) 砂利採取業や採石業の登録</p> <p>宮崎県企業振興課（工業・情報産業振興担当）：TEL 0985-26-7095</p> <p>< 申請窓口 > 相談窓口と同じ</p>

区分	規制等の名称	担当課
4 災害防止	2 災害防止等の措置についての河川協議（同意）	宮崎県 河川課

規制等の内容	<p>宅地等の開発を行う場合は、あらかじめ、開発行為の実施に伴って影響を受ける河川の管理者との協議が必要です。</p> <p>河川協議では、災害の防止を図るため、治水対策や排水処理など必要な措置が講じられているかの確認及び協議を行います。</p> <p>また、事業者は、この協議に基づき開発行為に伴う流出増等による災害を防止するため、調整池の設置や河川の改修などの措置を講じる必要があります。</p> <p>（根拠法令等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画法第32条 ○ 森林法第10条の2第2項 ○ 宮崎県大規模土地開発事業指導要綱第5条 ○ 大規模取引等における事前指導要綱第3条
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>河川の種類（管理者）により相談の窓口が異なります。</p> <p>(1) 一級河川（直轄区間）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大淀川・小丸川水系の河川については、 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○ 五ヶ瀬川水系の河川については、 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○ 川内川水系の河川については、 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 <p>(2) 一級河川（指定区間）及び二級河川の場合 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p>(3) 準用河川の場合 関係市町村：電話番号は巻末参照</p> <p><協議窓口></p> <p>相談窓口と同じ</p>

区分	規制等の名称	担当課
4 災害防止	3 砂防指定地における行為の制限 及び砂防設備の占用の制限 (許可)	宮崎県 砂防課

規制等の内容	<p>砂防指定地においては、治水上、砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限しています。(砂防法第4条)</p> <p>1 砂防指定地における行為の制限(許可)</p> <p>砂防指定地内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、知事は、その許可に治水上砂防のため必要な条件を付すことができます。</p> <p>(宮崎県砂防指定地管理条例第4条)</p> <p>(1) 土地の掘削、開墾、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為</p> <p>(2) 土石(砂れきを含む。)の採取、鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄</p> <p>(3) 竹木の伐採(枝打ち及び樹根の採取を含む。)又は滑下し若しくは地引きによる運搬</p> <p>(4) 芝草の掘取り</p> <p>(5) 施設又は工作物新築、増改築又は除却</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防に支障を及ぼすと認められる行為</p> <p>2 砂防設備の占用(許可)</p> <p>砂防設備を占用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、知事は、その許可に治水上砂防のため必要な条件を付すことができます。</p> <p>また、占用の許可を受けた者は、砂防施設の占用料を納付しなければなりません。(宮崎県砂防指定地管理条例第5条、第9条)</p> <p>3 砂防指定地及び地すべり防止区域内において宅地造成、ゴルフ場造成、農業構造改善事業及び土砂採取等土地の形状の変更を伴う工事を実施する場合の審査は、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)」により行います。</p> <p>砂防指定地内に橋梁または道路を設置する場合の審査は、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準(案)」及び「砂防指定地内を通過する四車線以上の自動車専用道路及びこれに準ずる道路(将来計画によって四車線以上となるものを含む)の構造基準(案)」により行います。</p> <p>4 国又は地方公共団体が、上記1又は2の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事との協議が必要です。</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>宮崎県砂防課(計画調査担当) : TEL 0985-26-7187</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁(土木課) : 電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁(土木課) : 電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
4 災害防止	4 地すべり防止区域内における行為の制限（許可）	宮崎県 砂防課

規制等の内容	<p>1 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（地すべり等防止法第18条）</p> <p>(1) 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な変更を除く。）</p> <p>(2) 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な変更を除く。）</p> <p>(3) のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>(4) ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良</p> <p>(5) 前各項に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p> <p>2 知事は上記の許可の申請があった場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認められるときは、これを許可してはならないとされています。</p> <p>3 知事は、上記の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を付することができます。</p> <p>4 砂防指定地及び地すべり防止区域内において宅地造成、ゴルフ場の造成、農業構造改善事業及び土砂採取等土地の形状の変更を伴う工事を実施する場合の審査は、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」により行います。</p> <p>5 国又は地方公共団体が、上記の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事との協議が必要です。</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>宮崎県砂防課（計画調査担当）：TEL 0985-26-7187</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
4 災害防止	5 急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限（許可）	宮崎県 砂防課

規制等の内容	<p>1 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為を行う場合には、知事の許可を受けなければなりません。</p> <p>ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りではありません。（急傾斜地法第7条）</p> <p>(1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為</p> <p>(2) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>(3) のり切、切土、掘さく又は盛土</p> <p>(4) 立竹木の伐採</p> <p>(5) 木材の滑下又は地引による搬出</p> <p>(6) 土石の採取又は集積</p> <p>(7) 前各号に掲げるものの他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 知事は、上記の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を付すことができます。</p> <p>3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際、当該急傾斜地崩壊危険区域内において、既に上記1の(1)～(7)に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び上記1の「ただし書き」に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定日から起算して14日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。</p> <p>4 国又は地方公共団体が、上記の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事との協議が必要です。</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>宮崎県砂防課（計画調査担当）：TEL 0985-26-7187</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
4 災害防止	6 土砂災害防止法による規制 (許可・勧告等)	宮崎県 砂防課

規制等の内容	<p>1 土砂災害防止法の概要</p> <p>土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、平成13年4月1日から施行されました。</p> <p>この法律では、知事が土砂災害の危険箇所を調査した上で、「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」を指定するよう規定しています。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域は、土砂災害が生じるおそれのある区域で、市町村が情報伝達・警戒避難体制などを整えるとともに、その内容を市町村地域防災計画に盛り込むことになっています。</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、次のような措置がなされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定開発行為に対する許可制 対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為 ○ 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象） ○ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ○ 勧告による移転者への融資、資金の確保 <p>2 法律のしくみ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり</div> <div style="margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">土砂災害防止対策基本指針の作成（国土交通大臣）</div> ↓（法第3条） </div> <div style="margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基礎調査の実施（都道府県）</div> ↓（法第4条） </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">土砂災害警戒区域の指定 (都道府県知事) ↓（法第7条）</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">警戒避難体制の整備 (市町村) (法第8条)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">土砂災害特別警戒区域の指定 (都道府県知事) (法第9条)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">○開発行為の許可 ○建築物の構造規制 ○移転支援 (法第10条から第34条)</div> </div>
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>宮崎県砂防課（計画調査担当）：TEL 0985-26-7187</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p>
備考	<p>宮崎県においては、土砂災害警戒区域等の指定のための地形・地質等の基礎調査を行い、この調査結果に基づいて市町村長等と協議をした上で、区域指定を進めています。</p>

区分	規制等の名称	担当課
4 災害防止	7 盛土規制法による規制区域内の行為の規制（許可・届出）	宮崎県自然環境課 宮崎県担い手農地対策課 宮崎県技術企画課

規制等の内容	<p>令和7年5月（予定）以降に、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域内において、一定規模以上の土地の形質の変更又は土石の堆積を行う場合は、県知事等（宮崎市は宮崎市長）の許可が必要になります。（盛土規制法第12条第1項・第30条第1項）</p> <p>1 許可の対象となる規模</p> <p><土地の形質の変更（盛土・切土）></p> <table border="1"> <tr> <td>宅地造成等工事規制区域</td> <td>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</td> <td>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</td> <td>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）</td> <td>④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）</td> <td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）</td> </tr> <tr> <td>特定盛土等規制区域</td> <td>①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの</td> <td>②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの</td> <td>③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）</td> <td>④盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）</td> <td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く）</td> </tr> </table> <p><土石の堆積></p> <table border="1"> <tr> <td>宅地造成等工事規制区域</td> <td>⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ300㎡超となるもの</td> <td>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの</td> </tr> <tr> <td>特定盛土等規制区域</td> <td>⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ1,500㎡超となるもの</td> <td>⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの</td> </tr> </table> <p>2 許可基準</p> <p>災害防止のための安全基準の適合、工事主の資力・信用、工事施工者の能力、土地所有者等全員の同意を得ていること等を審査します。</p>					宅地造成等工事規制区域	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）	特定盛土等規制区域	①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く）	宅地造成等工事規制区域	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	特定盛土等規制区域	⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの
宅地造成等工事規制区域	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）																		
特定盛土等規制区域	①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く）																		
宅地造成等工事規制区域	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの																					
特定盛土等規制区域	⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの																					

	<p>3 規制区域について 規制区域はHPにて閲覧できます。今後、パブリックコメント等により変更となる可能性があります。 (https://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shigoto/kokyojigyo/20230524183320.html)</p> <p>4 盛土規制法の適用除外について 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。</p> <p>5 盛土規制法の許可不要工事について (1) 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 (2) 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの (3) 他法令(砂利採取法等)の規定による認可を受け災害の発生のおそれがないと認められるもの</p> <p style="text-align: center;">等</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>〈 相談窓口 〉 宮崎県技術企画課 (技術調整担当) : TEL 0985-26-7178</p>
<p>備 考</p>	<p>※ 盛土規制法に基づく申請・許可等の運用が開始されるのは、規制区域が指定される令和7年5月(予定)以降になります。令和7年5月(予定)以降の申請窓口、所管部局等については、検討中です。</p>

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	1 自作農財産の売払い	宮崎県 担い手農地対策課

<p>規制等の内容</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>国有農地及び開拓財産などの自作農財産の売払いについては、次の1から4に掲げる手続が必要です。</p> <p>(根拠法令等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧農地法（平成21年改正前の農地法） ・旧農地法施行令（平成21年改正前の農地法施行令） <p>1 不要地認定</p> <p>旧農地法第78条により農林水産大臣が管理する土地等（自作農財産）を、農業上の利用の増進以外の目的に供しようとする場合には、農業上の利用の増進の目的に供しないとの農林水産大臣の認定（不要地認定）が必要です（旧農地法第80条第1項）。</p> <p>※ 宮崎県担い手農地対策課が、関係書類を九州農政局に提出し、九州農政局が認定を行います。</p> <p>2 旧農地法施行令第17条公告</p> <p>(1) 不要地認定のあった土地等が、旧農地法第9条、第14条及び第44条により買収したもの（民地買収）である場合には、買収前の所有者又はその一般承継人に売り払わなければなりません（これを旧農地法第80条第2項財産といいます。）。</p> <p>(2) 不要地認定のあった土地等が、旧農地法第80条第2項財産である場合には、旧農地法施行令第17条による公告を行うとともに、買収前の所有者又はその一般承継人であると確認できた者に通知しなければなりません（旧農地法施行令第17条）。</p> <p>※ 宮崎県担い手農地対策課が、関係書類を九州農政局に提出し、九州農政局が公告・通知を行います。</p> <p>3 所管換若しくは所属替</p> <p>不要地認定のあった土地等が、旧農地法第9条、第14条及び第44条により買収したもの以外である場合には、所管換若しくは所属替を行い（旧農地法第80条第1項）、その売払いについては、所管換若しくは所属替を受けた省庁が行うこととなります。</p>
------------------------------	---

	<p>4 売払い</p> <p>(1) 旧農地法施行令第17条による通知の結果、買収前の所有者又はその一般承継人から買受申込書の提出があった場合には、買収前の所有者又はその一般承継人に売り払わねばならず、当該土地等を農業上の利用の増進以外の目的に供しようとする者は、買収前の所有者又はその一般承継人が売払いを受けた後に、同人から転得することになります(旧農地法第80条第1項、第2項)。</p> <p>(2) 買収前の所有者又はその一般承継人が買受を希望しなかった場合若しくは旧農地法施行令第17条による通知後6か月以内に買受けの申込が無かった場合には、旧農地法施行令第18条により、直接当該土地等を農業上の利用の増進以外の目的に供しようとする者に売り払うことができます。</p> <p>※ (1)の場合は、宮崎県担い手農地対策課が、買受申込書を九州農政局に提出し、九州農政局が売払いを行います。</p> <p>※ (2)の場合は、宮崎県担い手農地対策課が、関係書類を九州農政局に提出し、九州農政局から宮崎財務事務所に引き継ぎ、宮崎財務事務所が売払いを行います。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>〈 相談及び届出窓口 〉</p> <p>(1) 宮崎県担い手農地対策課(農地調整担当) : TEL 0985-32-4464</p> <p>(2) 関係農林振興局(地域農政企画課、南那珂・東臼杵は農政水産企画課) ・ 西臼杵支庁(農政水産課) : 電話番号は巻末参照</p> <p>(3) 関係市町村(農業委員会) : 電話番号は巻末参照</p> <p>〈 買受申込書等の提出先 〉</p> <p>関係農林振興局・西臼杵支庁(農政水産課) : 電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	2 道路進入口など道路に関する工事の制限（承認）	宮崎県 道路保全課

規制等の内容	<p>道路沿いの住居や施設等への出入口を設けるなど、道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合には、道路管理者の承認が必要です。（道路法第24条）</p>
問い合わせ先	<p>※事前に下記相談窓口までご相談ください。</p> <p><相談・申請窓口></p> <p>道路の管理主体により相談の窓口が異なります。</p> <p>(1) 国道10号及び220号の場合 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155</p> <p>(2) 上記以外の国道及び県道の場合 宮崎県道路保全課（路政担当）：TEL 0985-26-7182 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p>(3) 市町村道の場合 関係市町村（道路管理所管課）：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	3 道路占用の制限（許可）	宮崎県 道路保全課

規制等の内容	<p>道路区域内に次に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合（道路占用をする場合）は、道路管理者の許可を受けなければなりません。（道路法第32条）</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>※ 一部の道路（緊急輸送道路）では、電柱の新規占用は原則として認められませんのでご注意ください。（道路法第37条）</p> <p>(2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件</p> <p>(3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設</p> <p>(4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設</p> <p>(5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設</p> <p>(6) 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>(7) 道路法施行令第7条に定めるもの</p> <p>※ なお、上記以外のものによる道路区域の占用は、原則認められていません。</p>
問い合わせ先	<p>※事前に下記窓口までご相談ください。</p> <p><相談・申請窓口></p> <p>道路の管理主体により相談の窓口が異なります。</p> <p>(1) 国道10号及び220号の場合</p> <p>国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221</p> <p>国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155</p> <p>(2) 上記以外の国道及び県道の場合</p> <p>宮崎県道路保全課（路政担当）：TEL 0985-26-7182</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p>(3) 市町村道の場合</p> <p>関係市町村（道路管理所管課）：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	4 河川工事等の規制（承認）	宮崎県 河川課

規制等の内容	<p>河川法が適用される河川の工事又は維持を行おうとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出し、承認を受けなければなりません。</p> <p>ただし、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持は、承認申請は不要です。（河川法第20条）</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>(1) 一級河川（直轄区間）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大淀川・小丸川水系の河川 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○ 五ヶ瀬川水系の河川 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○ 川内川水系の河川 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 <p>(2) 一級河川（指定区間）及び二級河川の場合 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p>(3) 準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口> 相談窓口と同じ</p>

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	5 河川における流水占用の規制（許可）	宮崎県 河川課

規制等の内容	<p>河川法が適用される河川の流水を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。（河川法第23条）</p> <p>許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。</p> <p>(1) 申請書</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水利使用に係る事業計画の概要 ○ 使用水量の算出の根拠 ○ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算 ○ 水利使用による影響で治水等に関するもの及びその対策等 <p>(3) 工事計画書</p> <p>(4) 当該水利使用に同意した者の同意書の写し等</p> <p>(5) 河川管理者以外の者が管理する土地等を使用等する場合に、その使用等について申請者が権原を有することを示す書面等</p> <p>(6) 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等</p> <p>(7) 河川法に基づく関連許可の同時申請ができない場合の理由書等</p> <p>(8) その他参考となるべき事項を記載した図書</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>(1) 一級河川で次に該当する場合</p> <p>ア 直轄区間</p> <p>イ 県管理区間における1,000kw以上の発電等の特定水利使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大淀川・小丸川水系の河川 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○ 五ヶ瀬川水系の河川 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○ 川内川水系の河川 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 <p>(2) 一級河川（(1)に係る水利利用を除く）及び二級河川 宮崎県河川課（水政担当）：TEL 0985-26-7184 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p>(3) 準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口> 相談窓口と同じ</p>

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	6 河川における土地の占用等の規制（許可）	宮崎県 河川課

規制等の内容	<p>1 土地の占用の許可</p> <p>河川区域内の土地（権原に基づき管理する土地を除く）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。（河川法第24条）</p> <p>許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書 (2) 土地の占用に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 実測平面図 (5) 面積計算書及び丈量図 (6) 土地の占用行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (7) その他参考となるべき事項を記載した図書 <p>2 工作物の新築等の許可</p> <p>河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。（河川法第26条）</p> <p>許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書 (2) 新築等に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図 (5) 工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図） (6) 工事の実施方法を記載した図書 (7) 占用する土地の面積計算書等 (8) 河川管理者以外の者が管理する土地等で新築等を行う場合に、申請者が新築等を行う権原を有することを示す書面等 (9) 新築等に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (10) その他参考となるべき事項を記載した図書 <p>3 土地の掘削等の許可</p> <p>河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更しようとする行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。ただし、軽易な行為については不要です。（河川法第27条）</p> <p>許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書 (2) 土地の掘削等に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図
--------	---

(次頁へ続く)

<p>規制等の内容 (前頁から)</p>	<p>(4) 土地の掘削等に係る土地の実測平面図 (5) 形状変更の場合、実測縦断面図、横断面図に計画地盤面を記載したもの (6) 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書 (7) 河川管理者以外の者が管理する土地等で土地の掘削等を行う場合に、申請者が掘削等を行う権原を有することを示す書面等 (8) 土地の掘削等に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (9) その他参考となるべき事項を記載した図書</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p><相談窓口> (1) 占用等が流水占用を伴わない場合 ア 一級河川（直轄区間） ○ 大淀川・小丸川水系の河川 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○ 五ヶ瀬川水系の河川 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○ 川内川水系の河川 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 イ 一級河川（指定区間）及び二級河川 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ウ 準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照 (2) 占用等が流水占用を伴う場合 ア 一級河川で次に該当する場合 (ア) 直轄区間 (イ) 県管理区間における1,000kw以上の発電等の特定水利使用 (1)のアと同じです。 イ 一級河川（(2)アに係る水利利用を除く）及び二級河川 宮崎県河川課（水政担当）：TEL 0985-26-7184 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ウ 準用河川 (1)のウと同じ</p> <p><申請窓口> 相談窓口と同じ</p>

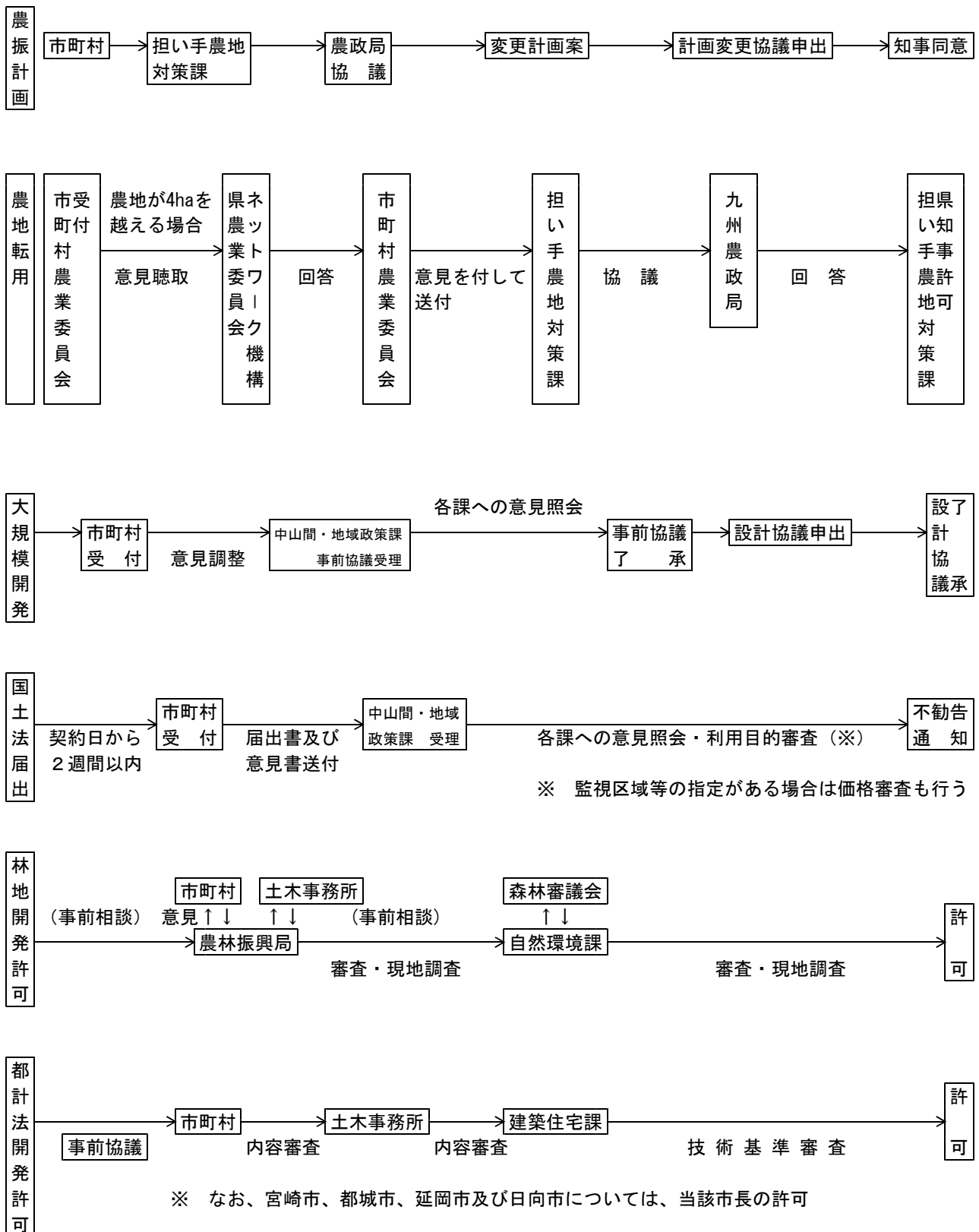
区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	7 道路使用の規制（許可）	宮崎県 警察本部交通規制課

規制等の内容	<p>1 道路で工事や作業、工作物の設置、露店などの出店、パレードなど一般交通に影響を及ぼす行為をするときは、使用する道路を受け持つ警察署長の許可を受けなければなりません。（道路交通法第77条）</p> <p>2 許可対象者は、次のとおりです。（道路交通法第77条第1項）</p> <p>(1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人</p> <p>(2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者</p> <p>(3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者</p> <p>(4) 上記(1)から(3)に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者</p>
問い合わせ先	<p>〈 相談及び届出窓口 〉</p> <p>宮崎北警察署：TEL 0985-27-0110</p> <p>宮崎南 〃：TEL 0985-50-0110</p> <p>日 南 〃：TEL 0987-22-0110</p> <p>串 間 〃：TEL 0987-72-0110</p> <p>都 城 〃：TEL 0986-24-0110</p> <p>小 林 〃：TEL 0984-23-0110</p> <p>えびの 〃：TEL 0984-33-0110</p> <p>高 岡 〃：TEL 0985-82-4110</p> <p>西 都 〃：TEL 0983-43-0110</p> <p>高 鍋 〃：TEL 0983-22-0110</p> <p>日 向 〃：TEL 0982-53-0110</p> <p>延 岡 〃：TEL 0982-22-0110</p> <p>高千穂 〃：TEL 0982-72-0110</p> <p>高速道路交通警察隊：TEL 0985-48-3838</p>

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	1 大規模土地開発事業に伴う事前協議	宮崎県 中山間・地域政策課

規制等の内容	<p>1 大規模土地開発事業 事業者が、ゴルフ場等 10ha 以上の一団の土地について土地開発事業を行う場合には、予め事前協議及び設計協議が必要です。(宮崎県大規模土地開発事業指導要綱第 5 条・6 条及び第 11 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地開発事業 一団の土地について行う土地の区画形質の変更(造成)の事業 ○ ゴルフ場 18 ホール以上を有する施設にあってはコース平均距離が 100m 以上のものを、9 ホール以上 18 ホール未満の施設にあってはコース平均距離がおおむね 150m 以上のもの <p>2 適用除外 ゴルフ場に係るものを除き、次のような土地開発事業は本要綱に基づく協議は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国、県、市町村等が事業主体となって行う土地開発事業 (2) 都市計画法の規定に基づき行われる土地開発事業 (3) その他各種法令の規定に基づき災害の防止、公害の防止及び公共の安全の確保といった許認可の手続きを経て行われる土地開発事業 <p>※ 太陽光発電事業については、開発許可を要しない工作物であることから、本要綱に基づく協議は不要。</p> <p>3 事前協議書 事業者は、予め市町村長に協議が必要です。事前協議書を受理した市町村長は意見を付して知事に協議書類を提出します。 なお、県においては、ゴルフ場については、自然環境の保全、適正な土地利用を図る観点から開発面積を県土面積の 0.9%以内と制限しております。 また、県土面積の 0.75%に達したときは、知事は事前協議の受理を一時停止することとされています。</p> <p>4 設計協議書 事前協議について知事の下承があった場合は、事業者は設計協議を行うことができます。</p> <p>5 大規模開発事業に係る主要規制関係法令に基づく手続 表 6-1-1 を参照してください。</p>
問い合わせ先	<p>〈 相談窓口 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県中山間・地域政策課（地域総合調整担当）：TEL 0985-26-7035 ・関係市町村（国土利用計画法担当課）：電話番号は巻末参照 <p>〈 申請窓口 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村（国土利用計画法担当課）：電話番号は巻末参照

表 6 - 1 - 1 大規模開発事業に係る主要規制関係法令に基づく手続フロー図



その他に代表的なものとしては、次のような手続が必要です。

- 自然環境の保護と創出に関する条例による届出 - - - - -> 宮崎県自然環境課
 - 環境影響評価条例による環境影響評価の実施 - - - - -> 宮崎県環境管理課
- なお、環境影響評価の実施は、個別法等における許認可等の前提としています。
- 文化財保護法による届出 - - - - -> 宮崎県教育庁文化財課

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	2 人にやさしい福祉のまちづくり条例による規制（事前協議）	宮崎県 障がい福祉課

規制等の内容	<p>人にやさしい福祉のまちづくり条例では、障がい者等に配慮した施設整備の促進と特定の施設を新築する場合等の事前協議義務などについて規定しております。</p> <p>※ 平成23年度の条例改正により、公共的施設の新築等（新築、新設、増築又は改築）を行う際には、事前協議が必要となりました。</p> <hr/> <p>1 公共的施設・特定公共的施設</p> <p>条例では、病院、劇場、集会場、百貨店、道路、公園など、多くの人が利用する公共性の高い施設を「公共的施設」、そのうち、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設を「特定公共的施設」として定め、それぞれ施設についての整備基準を施行規則で定めています。</p> <p>2 対象施設の整備基準への適合</p> <p>条例の対象となる施設は、表6-2-1 公共的施設、特定公共的施設及び小規模施設の概要を参照してください。</p> <p>特定公共的施設の新築等を行う際には、整備基準へ適合させることが義務づけられています。</p> <p>特定公共的施設以外の公共的施設の新築等を行う際には、整備基準へ適合させるよう努めることが義務づけられています。</p> <p>3 公共的施設の新築等の事前協議</p> <p>公共的施設の新築等を行う場合は、工事に着手する30日前までに知事に協議しなければなりません。</p> <p>※ 完了検査の結果、整備基準に適合すると認められたときは、交付請求をしなくても、適合証が交付されます。</p> <p>(次項へ続く)</p>
--------	--

	<p>4 規制対象地域等</p> <p>県条例による規制の対象となる区域は、宮崎市及び都城市以外の区域となっております。宮崎市及び都城市の区域については、県条例に類似した市条例が制定されており、各市の条例が適用されます。</p>																												
<p>規制等の内容 (前項から)</p>	<p>5 国等に関する取扱い</p> <p>国・地方公共団体等の施設についても、原則として工事完了時に、知事への通知が義務づけられています。</p>																												
<p>問い合わせ先</p>	<p>建築物・路外駐車施設</p> <table border="1" data-bbox="418 703 1404 1160"> <thead> <tr> <th colspan="2">相談窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">宮崎県</td> <td>建築住宅課</td> <td>0985-26-7195</td> </tr> <tr> <td>宮崎土木事務所</td> <td>0985-26-7287</td> </tr> <tr> <td>日南土木事務所</td> <td>0987-23-4661</td> </tr> <tr> <td>都城土木事務所</td> <td>0986-23-4512</td> </tr> <tr> <td>日向土木事務所</td> <td>0982-52-0309</td> </tr> <tr> <td>西臼杵支庁</td> <td>0982-72-3191</td> </tr> <tr> <td>延岡市</td> <td>都市建設部建築指導課</td> <td>0982-22-7034</td> </tr> <tr> <td>日向市</td> <td>建設部建築住宅課</td> <td>0982-52-2111</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路・公園等</p> <table border="1" data-bbox="418 1312 1404 1411"> <thead> <tr> <th colspan="2">相談窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎県</td> <td>障がい福祉課</td> <td>0985-32-4468</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 届出の受付は、各市町村担当窓口で行います。</p>	相談窓口		電話番号	宮崎県	建築住宅課	0985-26-7195	宮崎土木事務所	0985-26-7287	日南土木事務所	0987-23-4661	都城土木事務所	0986-23-4512	日向土木事務所	0982-52-0309	西臼杵支庁	0982-72-3191	延岡市	都市建設部建築指導課	0982-22-7034	日向市	建設部建築住宅課	0982-52-2111	相談窓口		電話番号	宮崎県	障がい福祉課	0985-32-4468
相談窓口		電話番号																											
宮崎県	建築住宅課	0985-26-7195																											
	宮崎土木事務所	0985-26-7287																											
	日南土木事務所	0987-23-4661																											
	都城土木事務所	0986-23-4512																											
	日向土木事務所	0982-52-0309																											
	西臼杵支庁	0982-72-3191																											
延岡市	都市建設部建築指導課	0982-22-7034																											
日向市	建設部建築住宅課	0982-52-2111																											
相談窓口		電話番号																											
宮崎県	障がい福祉課	0985-32-4468																											
<p>備 考</p>	<p>宮崎市及び都城市の区域については、次の窓口までお問い合わせください。</p> <p>(1) 宮崎市（宮崎市福祉のまちづくり条例） 宮崎市建築行政課：TEL 0985-21-1813</p> <p>(2) 都城市（都城市福祉のまちづくり条例） 都城市障がい福祉課：TEL 0986-23-2980</p>																												

表 6 - 2 - 1 公共的施設、特定公共的施設及び小規模施設の概要

区 分	公共的施設	特定公共的施設	小規模施設		
建 築 物	1 福祉保健施設	社会福祉施設、保健施設など			
	2 文化施設	博物館、美術館、図書館など			
	3 公共交通機関の施設	港湾旅客施設、空港、バスターミナル、鉄道の駅			
	4 公衆便所	公衆便所		床面積が50㎡以上の公衆便所	
	5 官公庁施設	国、地方公共団体等の事務所		公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設	
	6 公益施設	ガス事業、電気事業、電気通信事業の事務所			
	7 教育施設	学校、自動車教習所、公共職業能力開発施設	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の特別支援学校		
	8 医療施設	病院、診療所	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設	公共的施設のうち、用途面積が300㎡未満の施設	
	9 集会施設	集会場、公会堂			
	10 物品販売施設	物品販売業を営む店舗			
	11 飲食施設	飲食店	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の飲食店		
	12 サービス施設	理髪店、クリーニング取次店、銀行など	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設		
	13 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場		公共的施設のうち、用途面積が1,000㎡未満の施設	
	14 展示施設	展示場			
	15 宿泊施設	ホテル、旅館			公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設（簡易宿所を除く）
	16 体育施設	体育館、水泳場、ボートリング場など			公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設
	17 遊技施設	遊技場			
	18 公衆浴場	公衆浴場			
	19 自動車車庫	一般の用に供する自動車車庫			
	20 複合施設	1～19に掲げる施設が2以上存するもの	1～5及び7～19までに掲げる特定公共的施設のうち、異なる項に属するものが2以上存する施設で床面積が2,000㎡以上の施設		
	21 事務所	事務所（6を除く）		公共的施設のうち、用途面積が3,000㎡未満の施設	
	22 工場	見学コースを有する施設のみ			
	23 共同住宅	共用部分のみ			公共的施設のうち、1棟当たり戸数が50戸以下の共同住宅

区 分		公共的施設	特定公共的施設	小規模施設
建築物	24公共用歩廊	公共用歩廊	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の公共用歩廊	
建築物以外	道路	国道	特定道路（県道及び市町村道を除く。）	
	公園等	都市公園（県及び市町村が設置するものを除く。）、児童遊園、各港湾の緑地、動物園、植物園、遊園地	特定公園施設（県及び市町村等が設置するものを除く。）	
	路外駐車場（建築物以外）	路外駐車場	特定路外駐車場	

- 詳細は、人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の別表第1を参照してください。
- 用途面積とは、ひとつの建築物における当該用途に供する部分の床面積の合計をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	3 墓地等の経営・廃止及び改葬の制限（許可）	宮崎県 衛生管理課

規制等の内容	<p>1 墓地等の経営の許可</p> <p>墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、許可を受けなければなりません。（墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項）</p> <p>施設等の設置場所が市の区域にあつては市長に、市以外の区域にあつては知事に許可の申請を行う必要があります。</p> <p>2 墓地等の廃止・変更の許可</p> <p>墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は、これらの施設等を廃止しようとする者は、許可を受けなければなりません。（墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項）</p> <p>施設等の設置場所が市の区域にあつては市長に、市以外の区域にあつては知事に許可の申請を行う必要があります。</p> <p>3 死体等の改葬の許可</p> <p>墳墓等に埋葬された死体等の改葬を行う場合は、当該死体等が存在する市町村の長の許可を受けなければなりません。（墓地、埋葬等に関する法律第5条、施行規則第2条）</p> <p>4 無縁墳墓等に係る改葬の特例</p> <p>縁故者の確認ができないいわゆる無縁墳墓に埋葬された死体等の改葬を行う場合は、改葬の許可申請に先だつて、官報への掲載と立札等による1年間の公告が必要です。（墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条）</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 開発事業等に際しては、法第5条の規定による許可を得て死体等を改葬し、死体等が無くなった後に、第10条第2項の規定による許可を得て墓地等を廃止することとなります。</p> <p>(2) 墓地等、法律の適用については、地目ではなく現況で判断されます。</p>
--------	---

<p>問い合わせ先</p>	<p><相談窓口></p> <p>(1) 墓地等の経営・廃止等の許可</p> <p>ア 墓地等の設置場所が市の場合 関係市：電話番号は巻末参照 (宮崎市は宮崎市保健所(保健衛生課)：TEL0985-29-5283)</p> <p>イ 墓地等の設置場所が市以外の区域の場合 宮崎県衛生管理課：TEL0985-44-2628 関係保健所(衛生環境課)：電話番号は巻末参照</p> <p>(2) 死体等(無縁墳墓に埋葬された死体等を含む。)の改葬の許可 関係市町村：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>(1) 墓地等の経営・廃止等の許可</p> <p>ア 墓地等の設置場所が市の場合 関係市：電話番号は巻末参照 (宮崎市は宮崎市保健所(保健衛生課)：TEL0985-29-5283)</p> <p>イ 墓地等の設置場所が市以外の区域の場合 関係保健所(衛生環境課)：電話番号は巻末参照</p> <p>(2) 死体等(無縁墳墓に埋葬された死体等を含む。)の改葬の許可 関係市町村：電話番号は巻末参照</p>
---------------	--

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	4 工場立地等の規制（届出）	宮崎県 企業立地課

<p>規制等の内容</p> <p>(次項へ続く)</p>	<p>1 製造業等（製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業）に係る工場又は事業所であつて、その敷地面積が 9,000 m²以上又は建築物の面積が 3,000 m²以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設・変更をしようとする場合には、予め特定工場の設置場所を管轄する市町村長に届出をしなければなりません。（根拠法令等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定工場新設の届出（工場立地法第6条） ○ 特定工場変更の届出（工場立地法第8条） <p>2 届出は着手の 90 日前までに行う必要があります。 但し、届出の内容が相当と認められるときは、実施制限期間の短縮申請により、この期間を短縮することができます。</p> <p>3 工場立地に関する準則</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>生産施設面積率</td> <td>生産施設面積率は、業種によって工場敷地面積の 30～65%以下とする必要があります。</td> </tr> <tr> <td>緑地面積率</td> <td>緑地面積率は工場敷地面積の 20%以上を確保する必要があります。</td> </tr> <tr> <td>環境施設面積（含む緑地）率</td> <td>環境施設面積（含む緑地）率は工場敷地面積の 25%以上を確保する必要があります。</td> </tr> <tr> <td>敷地周辺部の環境施設面積（含む緑地）率</td> <td>環境施設（含む緑地）は工場敷地の周辺部に 15%以上を配置する必要があります。</td> </tr> </table>	生産施設面積率	生産施設面積率は、業種によって工場敷地面積の 30～65%以下とする必要があります。	緑地面積率	緑地面積率は工場敷地面積の 20%以上を確保する必要があります。	環境施設面積（含む緑地）率	環境施設面積（含む緑地）率は工場敷地面積の 25%以上を確保する必要があります。	敷地周辺部の環境施設面積（含む緑地）率	環境施設（含む緑地）は工場敷地の周辺部に 15%以上を配置する必要があります。
生産施設面積率	生産施設面積率は、業種によって工場敷地面積の 30～65%以下とする必要があります。								
緑地面積率	緑地面積率は工場敷地面積の 20%以上を確保する必要があります。								
環境施設面積（含む緑地）率	環境施設面積（含む緑地）率は工場敷地面積の 25%以上を確保する必要があります。								
敷地周辺部の環境施設面積（含む緑地）率	環境施設（含む緑地）は工場敷地の周辺部に 15%以上を配置する必要があります。								

問い合わせ先

〈 相談及び届出窓口 〉

市町村	担当課	電話番号
宮崎市	企業立地推進課	0985-21-1793
都城市	企業立地課	0986-23-2753
延岡市	工業振興課	0982-22-7035
日南市	商工政策課	0987-27-3336
小林市	商工観光課	0984-23-1174
日向市	商工港湾課	0982-66-1025
串間市	商工観光スポーツランド 推進課	0987-55-1127
西都市	商工観光課	0983-43-3421
えびの市	企業立地課	0984-35-3727
三股町	企画商工課	0986-52-9084
高原町	産業創生課	0984-42-2128
国富町	企画政策課	0985-75-3126
綾町	総合政策課	0985-77-3464
高鍋町	地域政策課	0983-26-2015
新富町	産業振興課	0983-33-6029
西米良村	むら創生課	0983-36-1111
木城町	地域政策課	0983-32-4727
川南町	産業推進課	0983-27-8011
都農町	企画課	0983-25-5711
門川町	企画戦略課	0982-63-1140
諸塚村	企画創生課	0982-65-1116
椎葉村	地域振興課	0982-67-3203
美郷町	企画情報課	0982-66-3603
高千穂町	企画観光課	0982-73-1207
日之影町	地域振興課	0982-87-3801
五ヶ瀬町	企画課	0982-82-1717

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	5 大規模小売店舗の新設・変更の 事前届出	宮崎県 商工政策課

規制等の内容	<p>大規模小売店舗の新設又は変更については、大規模小売店舗立地法に基づき事前の届出義務があります。</p> <p>1 届出手続き 店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が1,000㎡を超える大規模小売店舗を新設又は変更（一時的な変更等を除く。以下同じ。）しようとする者（以下「設置者」という。）は、その予定日の8月前までに、次の事項を県に届け出なければなりません。</p> <p>(1) 店舗の名称及び所在地 (2) 設置者及び小売業者の名称・氏名、代表者名、住所 (3) 店舗の新設又は変更をする日 (4) 店舗面積の合計 (5) 施設の配置及び運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの（駐車場の位置・収容台数、荷さばき施設の位置・面積、廃棄物等の保管施設の位置・容量、営業時間、自動車出入口の数等）</p> <p>2 説明会の開催 設置者は、届出後あらかじめ公告の上2月以内に、届出内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。</p> <p>3 県による意見の聴取等 (1) 県は、届出の概要を県公報にて公告するとともに、その日から4月間所定の場所において届出書類を縦覧に供します。 (2) 大規模小売店舗の周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者等は、県に対し、意見を述べることができます。 (3) 県は、市町村から聴取した意見及び意見を有する者から述べられた意見に配意し、及び経済産業大臣が別に定めた指針を勘案しつつ、宮崎県大規模小売店舗立地審議会等における調査・審議の結果を踏まえ、設置者に周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見を述べます。</p> <p>4 地域の生活環境の保持への配慮 (1) 経済産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関し、交通、騒音、廃棄物等その周辺的生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る観点から、設置者が配慮すべき事項に関する指針を定めています。 (2) 設置者は、(1)の指針の内容を尊重し、周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、運営することが求められています。</p>
問い合わせ先	<p>〈 相談及び届出窓口 〉 宮崎県商工政策課（商工団体・商業振興担当）：TEL0985-26-7098</p>

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	6 エネルギー消費性能基準（省エネ基準）による規制	宮崎県 建築住宅課

規制等の内容	<p>1 省エネ基準適合義務、適合性判定 特定建築物（300㎡以上の非住宅）について新築等を行う場合は、建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）に適合させなければなりません。 また、新築等の工事に着手する前に、所管行政庁（宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）又は登録判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項）の適合性判定を受けなければなりません。</p> <p>2 新築・増改築に係る計画の届出 特定建築物以外で、300㎡以上の住宅について新築又は増改築を行う場合は、その計画を所管行政庁に届け出なければなりません。 また、300㎡未満の小規模住宅・建築物については、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務づけられます。</p> <p>※省エネ基準適合義務、適合性判定は平成29年4月1日からの施行です。 ※令和7年4月1日からは、原則全ての建築物に省エネ基準適合が義務付けられます。</p>
問い合わせ先	<p>〈 相談及び届出窓口 〉 宮崎県建築住宅課（建築指導担当）：TEL 0985-26-7195 関係土木事務所（建築担当）：電話番号は巻末参照 関係市（所管行政庁建築担当課）：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
7 文化財	1 文化財についての規制 (許可)	宮崎県教育庁 文化財課

規制等の内容	<p>1 国指定の重要文化財及び史跡名勝天然記念物についての規制（許可）</p> <p>これらについて、その現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要があります。（文化財保護法第43条、第125条）</p> <p>ただし、現状変更の規模等によっては、9市にあつては市教育委員会の許可、他の町村にあつては県教育委員会の許可となりますので、事前に、県教育委員会文化財課又は関係市町村の教育委員会にご相談ください。</p> <p>2 県指定の有形文化財及び史跡名勝天然記念物についての規制（許可）</p> <p>これらについて、その現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受ける必要があります。（宮崎県文化財保護条例第14条、第35条）</p> <p>3 伝統的建造物群保存地区についての規制</p> <p>その現状変更については、当該保存地区所在市村の条例に基づく規制が適用されますので、事前に関係市村の教育委員会にご相談ください。</p> <p>【県内の伝統的建造物群保存地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区 ・ 日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区 ・ 椎葉村十根川重要伝統的建造物群保存地区
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>宮崎県教育委員会文化財課（文化財担当）：TEL 0985-26-7250</p> <p>関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
7 文化財	2 埋蔵文化財についての規制 (届出)	宮崎県教育庁 文化財課

規制等の内容	<p>1 土木工事等の届出</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする場合は、工事着手の60日前までに所在地を管轄する市町村を經由して、宮崎県教育委員会に届け出ることが義務づけられています。 (文化財保護法第93条第1項、第184条第1項6号、文化財保護法施行細則第2条)</p> <p>2 遺跡の発見に関する届出</p> <p>土地の所有者又は占有者が、出土品の出土等により遺跡と認められるものを発見した場合は、その現状を変更せずに、遅滞なく所在地を管轄する市町村を經由して、宮崎県教育委員会に届け出ることが義務づけられています。 (文化財保護法第96条第1項、第184条第1項6号、文化財保護法施行細則第2条)</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>宮崎県教育委員会文化財課(埋蔵文化財担当): TEL 0985-26-7251 関係市町村教育委員会: 電話番号は巻末参照</p> <p><届出窓口></p> <p>関係市町村教育委員会: 電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
8 土地取引規制	1 土地売買等の契約に係る規制 (届出)	宮崎県 中山間・地域政策課

規制等の内容	<p>国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地売買等の契約について届出制を設けています。</p> <p>一定面積以上の土地売買等を行った場合、土地の権利取得者は、契約締結の日から起算して2週間以内に、その土地の所在する市町村を通じて、取引の内容などを県知事に届け出て、利用目的について審査を受けることが義務づけられています。</p> <p>1 届出の対象となる土地取引</p> <p>取引の形態及び規模が次のいずれの要件も満たす土地売買等を行った場合は届出が必要です。(国土利用計画法第23条第1項)</p> <p>(1) 取引形態</p> <p>売買、代物弁済、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、譲渡担保、買戻権等の譲渡、信託受益権の売買等</p> <p>なお、これらの取引の予約である場合を含む。</p> <p>(2) 取引規模(一定面積)</p> <p>ア 市街化区域 2,000㎡以上</p> <p>イ 市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上 (非線引き都市計画区域を含む)</p> <p>ウ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>なお、“買いの一団”や“買い進み”等、それぞれの土地売買等の規模が一定面積未満であっても、全体面積が一定面積を超えると予想されるときは、初回の契約時から契約の都度、届出が必要となります。</p> <p>○ 買いの一団</p> <p>複数人からまとまった土地を購入するとき等、個々の取引面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が一定面積以上となる時</p> <p>○ 買い進み</p> <p>個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が一定の利用目的のために計画的に一貫性をもって順次、権利を取得する場合で、その土地の合計が一定面積以上となる時(予想されるときを含む。)</p>
(次頁へ続く)	

<p>規制等の内容 (前頁から)</p>	<p>(3) 適用除外 取引の規模が一定面積以上であっても、届出を要しない場合があります。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者の一方又は双方が次のいずれかの場合 国、県、市町村、住宅供給公社、土地開発公社等 ○ 農地法第3条第1項の許可を要する場合 ○ 競売又は企業担保権の実行により換金する場合 ○ 民事調停法による調停及び家事審判法による調停に基づく場合 ○ 商法、破産法及び会社更正法等の規定に基づく手続きにおいて裁判所の許可を得て行われる場合等 <p>2 届出期限 契約締結後(契約書の日付)から2週間以内に届出をしなければなりません。 ※ 期限の起算日は契約書の日付であって、契約に基づく実行日(精算や権利の移転日)ではありません。</p> <p>3 届出義務者 届出をしなければならないのは、土地の権利取得者(売買の場合は買主)です。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>〈相談窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県中山間・地域政策課(地域総合調整担当): TEL 0985-26-7035 ・関係市町村(国土利用計画法担当課): 電話番号は巻末参照 <p>〈届出窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村(国土利用計画法担当課): 電話番号は巻末参照
<p>備考</p>	<p>1 事前届出制 「注視区域」及び「監視区域」が設定された区域については、契約前に県知事に届出(事前届出)をし、利用目的と併せて取引予定価格についても審査を受ける必要があります。なお、県内には事前届出の対象となる区域はありません。</p> <p>2 民有林取得について 国土利用計画法に定める一定面積未満の民有林を取得した場合には、森林法に基づく届出が必要となる場合があります。詳細については、P28を御参照ください。</p> <p>3 土地売買等の届出制度については、県庁ホームページ上でもご覧いただくことができます。(届出様式や様式記載例もダウンロード可)</p>

区分	規制等の名称	担当課
8 土地取引規制	2 土地有償譲渡に係る規制 (届出)	宮崎県 用地対策課

規制等の内容	<p>地方公共団体等が、公共施設等の整備のため必要な土地を取得しようとする場合、民間の取引の前に、地方公共団体等に土地買取りの協議の機会を優先的に与えるために届出制を設けています。</p> <p>次に掲げる土地を有償で譲渡しようとする場合、あらかじめ当該土地の所有者は、市の区域にあつては市長に、それ以外の区域にあつては町長を経由して知事に届出をしなければなりません。</p> <p>○ 根拠法令：公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項</p> <p>1 その土地が、次のいずれかに該当する場合であつて、その面積が200㎡以上(ただし、市の区域にあつては市の条例により、それ以外の区域にあつては県の条例により、100㎡以上200㎡未満の範囲内でその規模を別に定めている場合においては、当該面積以上)あるとき</p> <p>(1) 都市計画施設の区域内に所在する土地</p> <p>(2) 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの</p> <p>ア 道路法により道路の区域として決定された区域内に所在する土地</p> <p>イ 都市公園法により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地</p> <p>ウ 河川法により河川予定地として指定された土地</p> <p>エ アからウに準ずる土地として政令で定める土地</p> <p>(例)</p> <p>○ 港湾計画に定める港湾施設の区域内に所在する土地</p> <p>○ 高速自動車国道の区域として決定された区域内に所在する土地</p> <p>(3) 都市計画法で規定する生産緑地地区の区域内に所在する土地</p> <p>2 その土地が、次のいずれかに該当する場合(ただし、1のいずれかに該当する場合を除く)</p> <p>(1) 市街化区域内に所在する土地・・・・・・・・・・ 5,000㎡以上</p> <p>(2) (1)以外の都市計画区域(市街化調整区域を除く。)内に所在する土地・・・・・・・・・・ 10,000㎡以上</p>
問い合わせ先	<p>〈 相談窓口 〉</p> <p>宮崎県用地対策課(収用管理担当)：TEL0985-26-7174</p> <p>関係市町(公拡法担当課)：電話番号は巻末参照</p> <p>〈 届出窓口 〉</p> <p>関係市町(公拡法担当課)：電話番号は巻末参照</p>

区分	規制等の名称	担当課
8 土地取引規制	3 宅地建物取引業に係る規制 (免許・登録)	宮崎県 建築住宅課

規制等の内容	<p>宅地建物取引業法においては、宅地建物取引業を営もうとする者について免許の制度をとり、その事業に対して必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保するとともに、一般購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を図っています。</p> <p>1 宅地建物取引業の免許</p> <p>(1) 宅地建物取引業を営もうとするものは、宅地建物取引業法第3条の規定により2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する者にあつては国土交通大臣の免許を、一つの都道府県の区域内にのみ事務所を設置する者にあつては知事の免許を受けなければなりません。</p> <p>(2) 知事等は、申請者が、事務所ごとに法定の数の専任の宅地建物取引士を置いていない場合や欠格要件に該当する場合には、免許を与えてはならないとされています。</p> <p>2 宅地建物取引士の登録</p> <p>宅地建物取引士とは、宅地建物の取引に関し必要な知識を有する者であつて、都道府県知事が行う宅地建物取引士試験に合格し、その都道府県知事の登録を受け、知事から宅地建物取引士証の交付を受けた者をいいます。</p> <p>宅地建物取引士の業務は、宅地建物の取引にあつての重要事項の説明、重要事項説明書及び契約締結後に交付する書面への記名等、非常に重要なものがあります。</p> <p>なお、宅地建物取引業者は、その事務所又は案内所等ごとに、一定数以上の専任の宅地建物取引士を置くことが義務づけられています。</p>
問い合わせ先	<p><相談窓口></p> <p>宮崎県建築住宅課（宅地審査担当）：TEL0985-24-2944</p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p> <p><申請窓口></p> <p>関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照</p>
備考	<p>○ 宅地建物取引業</p> <p>規制の対象となる宅地建物取引業とは、宅地又は建物について次に掲げる行為を反復継続して（業として）行うことをいいます。</p> <p>(1) 売買又は交換</p> <p>(2) 売買、交換又は貸借の代理</p> <p>(3) 売買、交換又は貸借の媒介（仲介、斡旋）</p>

第Ⅱ部

許認可事務の所管機関名簿

(1) 宮崎県本庁関係

	名称	場所	電話番号	ファックス
総合政策部	中山間・地域政策課	本館 3階	0985-26-7035	0985-26-7353
福祉保健部	障がい福祉課	防災庁舎 1階	0985-32-4468	0985-26-7340
	衛生管理課	防災庁舎 1階	0985-26-7076	0985-26-7347
環境森林部	環境管理課	7号館 3階	0985-26-7082	0985-38-6210
	循環社会推進課	7号館 3階	0985-26-7081	0985-22-9314
	自然環境課	7号館 1階	0985-26-7291	0985-38-8489
	森林経営課	7号館 1階	0985-26-7159	0985-27-0987
商工観光労働部	商工政策課	8号館 5階	0985-26-7102	0985-26-7337
	企業振興課	8号館 4階	0985-26-7095	0985-32-4457
	企業立地課	8号館 3階	0985-26-7573	0985-26-0219
農政水産部	農業普及技術課	1号館 8階	0985-26-7131	0985-26-7325
	農村整備課	1号館 6階	0985-32-4470	0985-26-7308
	担い手農地対策課	1号館 6階	0985-26-7124	0985-26-7404
県土整備部	用地対策課	防災庁舎 9階	0985-26-7174	0985-26-7303
	道路保全課	防災庁舎 9階	0985-26-7182	0985-26-7316
	河川課	防災庁舎 8階	0985-26-7184	0985-26-7317
	砂防課	防災庁舎 8階	0985-26-7187	0985-28-9981
	港湾課	防災庁舎 8階	0985-26-7188	0985-32-4459
	都市計画課	防災庁舎 9階	0985-26-7192	0985-32-4456
	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	防災庁舎 9階	0985-24-0041	0985-32-4456
	建築住宅課	防災庁舎 8階	0985-26-7195	0985-20-5922
教育委員会	文化財課	3号館 2階	0985-26-7250	0985-26-8244
警察本部	交通規制課	警察本部庁舎	0985-31-0110	-

(2) 宮崎県出先機関関係

○保健所

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
宮崎市保健所	宮崎市宮崎駅東1-6-2	0985-29-4111	0985-29-5208
中央保健所	宮崎市霧島1-1-2	0985-28-2111	0985-23-9613
日南保健所	日南市吾田西1-5-10	0987-23-3141	0987-23-3014
都城保健所	都城市上川東3-14-3	0986-23-4504	0986-23-0551
小林保健所	小林市堤3020-13	0984-23-3118	0984-23-3119
高鍋保健所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1	0983-22-1330	0983-23-5139
日向保健所	日向市北町2-16	0982-52-5101	0982-52-5104
延岡保健所	延岡市大貫町1丁目2840	0982-33-5373	0982-33-5375
高千穂保健所	西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1	0982-72-2168	0982-72-4786

※1 宮崎市保健所は宮崎市が、その他の機関は県が設置しています。

○県税・総務事務所（総務商工センター）

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
日南県税・総務事務所	日南市戸高1-12-1	0987-23-3771	0987-23-3881
都城県税・総務事務所	都城市北原町24-21	0986-23-4516	0986-22-9150
延岡県税・総務事務所	延岡市愛宕町2-15	0982-35-1811	0982-35-1832

○農林振興局

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
中部農林振興局	宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7278	0985-26-7319
南那珂農林振興局	日南市戸高1-12-1	0987-23-4311	0987-23-1456
北諸県農林振興局	都城市北原町24-21	0986-23-4508	0986-22-7473
西諸県農林振興局	小林市細野367-2	0984-23-3164	0984-22-7884
児湯農林振興局	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-22-1362	0983-23-4446
東臼杵農林振興局	延岡市愛宕町2-15	0982-32-6134	0982-32-6139
西臼杵支庁農政水産課	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982-72-2108	0982-72-6163
〃 林務課	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982-72-3178	0982-72-2554

○土木事務所

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
宮崎土木事務所	宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7285	0985-26-7320
日南土木事務所	日南市戸高1-12-1	0987-23-4661	0987-23-7326
串間土木事務所	串間市大字西方8970	0987-72-0134	0987-72-6582
都城土木事務所	都城市北原町24-21	0986-23-4512	0986-24-3755
小林土木事務所	小林市細野367-2	0984-23-5165	0984-23-7897
高岡土木事務所	宮崎市高岡町内山3100	0985-82-1155	0985-82-3235
西都土木事務所	西都市大字三宅字下鶴9451	0983-43-2221	0983-42-1040
高鍋土木事務所	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-23-0001	0983-23-1381
日向土木事務所	日向市中町2-14	0982-52-4171	0982-55-2693
延岡土木事務所	延岡市愛宕町2-15	0982-21-6143	0982-21-8032
西臼杵支庁土木課	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982-72-3191	0982-72-6254

○港湾事務所

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
中部港湾事務所	宮崎市港1-18	0985-24-6224	0985-27-5745
油津港湾事務所	日南市油津4-12-16	0987-23-3125	0987-24-0482
北部港湾事務所	日向市大字日知屋字新開17371-2	0982-52-5366	0982-52-5368
串間土木事務所 (港湾担当)	串間市大字西方8970	0987-72-0134	0987-72-6582

○警察署

名称	所在地	電話番号
宮崎北警察署	宮崎市錦本町4-8	0985-27-0110
宮崎南警察署	宮崎市大字恒久878-1	0985-50-0110
日南警察署	日南市中央通1-9-1	0987-22-0110
串間警察署	串間市大字西方3914-1	0987-72-0110
都城警察署	都城市東町4-17	0986-24-0110
小林警察署	小林市大字堤2928-1	0984-23-0110
えびの警察署	えびの市大字原田3100-1	0984-33-0110
高岡警察署	宮崎市高岡町飯田4-1-4	0985-82-4110
西都警察署	西都市小野崎2-44	0983-43-0110
高鍋警察署	児湯郡高鍋町大字持田3382-2	0983-22-0110
日向警察署	日向市鶴町2-1-13	0982-53-0110
延岡警察署	延岡市愛宕町3-143-2	0982-22-0110
高千穂警察署	西臼杵郡高千穂町大字三田井1200-1	0982-72-0110

(3) 市町村役場

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号	ファックス番号
宮崎市	880-8505	橘通西1-1-1	0985-25-2111	0985-27-8070
都城市	885-8555	姫城町6-21	0986-23-2111	0986-25-7973
延岡市	882-8686	東本小路2-1	0982-34-2111	0982-34-2110
日南市	887-8585	中央通1-1-1	0987-31-1113	0987-23-1853
小林市	886-8501	細野300	0984-23-1111	0984-22-4177
日向市	883-8555	本町10-5	0982-52-2111	0982-54-8747
串間市	888-8555	大字西方5550	0987-72-1111	0987-72-6727
西都市	881-8501	聖陵町2-1	0983-43-1111	0983-43-2067
えびの市	889-4292	大字栗下1292	0984-35-1111	0984-35-0401
三股町	889-1995	五本松1-1	0986-52-1111	0986-52-4944
高原町	889-4492	大字西麓899	0984-42-2111	0984-42-4623
国富町	880-1192	大字本庄4800	0985-75-3111	0985-75-7903
綾町	880-1392	大字南俣515	0985-77-1111	0985-77-2094
高鍋町	884-8655	大字上江8437	0983-26-2001	0983-23-6303
新富町	889-1493	大字上富田7491	0983-33-6002	0983-33-4862
西米良村	881-1411	大字村所15	0983-36-1111	0983-36-1207
木城町	884-0101	大字高城1227-1	0983-32-4725	0983-32-3440
川南町	889-1301	大字川南13680-1	0983-27-8001	0983-27-5879
都農町	889-1201	大字川北4874-2	0983-25-5710	0983-25-1029
門川町	889-0696	平城東1-1	0982-63-1140	0982-63-1356
諸塚村	883-1392	大字家代2683	0982-65-1112	0982-65-0032
椎葉村	883-1601	大字下福良1762-1	0982-67-3111	0982-67-2825
美郷町	883-1101	西郷田代1	0982-66-3600	0982-66-3137
高千穂町	882-1192	大字三田井13	0982-73-1200	0982-73-1220
日之影町	882-0401	大字七折9079	0982-87-3800	0982-87-3810
五ヶ瀬町	882-1295	大字三ヶ所1670	0982-82-1700	0982-82-1720

土地利用規制ガイド

令和6年8月発行

編集発行	宮崎県 総合政策部 中山間・地域政策課 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話番号	0985-26-7035(直通)
ファクシミリ	0985-26-7353
E-mail	chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp